入 札 説 明 書

件 名

仙台市立学校(園)屋外設置用自動体外式除細動器 (AED)賃貸借

仙台市

この入札説明書は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)、仙台市契約規則(昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。)、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。)、仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。)、本件の調達に係る入札公告(以下「入札公告」という。)のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和7年11月28日

- 2 入札担当部局, 問合せ先及び契約条項を示す場所
 - (1) 所 在 地: 〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
 - (2) 担 当 課:仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
 - (3) 調達責任者:仙台市長
- 3 競争入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 仙台市立学校(園)屋外設置用自動体外式除細動器(AED)賃貸借
 - (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
 - (3) 納入場所 別添仕様書のとおり

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において,次に掲げる要件をすべて満たす者で,本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。 また、当該資格において営業種目を「**その他賃貸**」で登録している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) 第39条に基づく高度管理医療機器等貸与業の許可を受けている者であること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書(添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申

請書類」という。) を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時において4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として、入札参加者に必要な資格があることを確認するものとするので、当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時において4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお,期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた 者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類: ① 一般競争入札参加申請書

(添付書類)

- ② 出荷証明書 兼 製品保証等証明書 (別紙1)
- ③ 保守体制証明書(別紙2。事前に教育局生涯学習課に提出し、確認を受けたものを提出すること。)
- ④ 高度管理医療機器等貸与業許可証の写し
- イ 提出期間: 令和7年11月28日から令和7年12月19日まで(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和7年12月19日を受領期限とする。)
- ウ 提出場所:〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- エ 提出方法:持参又は配達証明付き書留で郵送すること。 なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。
- (2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は**令和8年1月7日まで**に通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (3) 上記(2)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届(任意様式)を上記(1)ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退室すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合(辞退届その他の書類を投函した場合も含む。)は、無効の入札書を投函したものとみなす。
- 6 令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者等の手続き
 - (1) 本入札の参加希望者で、令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4 (1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。
 - ア 申請様式:仙台市ホームページで確認すること。

https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html

イ 申請方法: 仙台市競争入札参加資格申請フォーム (随時登録) より申請 なお,事前に電話連絡をしたうえで申請すること (電話番号022-214-8124)。

https://logoform.jp/form/3PrJ/965159

- ウ 申請期間:令和7年11月28日から令和7年12月5日午後5時まで
- (2) 令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の申請期限の日以後、本市の

審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

(3) 4(1)に掲げる令和5・6・7年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4(1)に掲げる営業種目の登録をしていない者は、次に従い営業種目の追加を行うことができる。

ア 申請様式:入札参加資格登録事項変更届(「変更事項」欄に「種目の追加」と記載し、

「変更後」欄に追加する営業種目名を記載すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可(登録)証明書等のpdfデータを添付すること。)

https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/jigyosha/keyaku/sankashikaku/henko.html

イ 申請方法:仙台市競争入札参加資格申請フォーム(登録事項の変更)より申請

なお, 事前に電話連絡をしたうえで申請すること(電話番号022-214-8124)。

https://logoform.jp/form/3PrJ/965159

ウ 申請期間:令和7年11月28日から令和7年12月19日午後5時まで

7 仕様書に対する質問

(1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問(見積に必要な事項に限る。)がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類:質疑応答書(別添様式。質問事項を記載すること。)

イ 提出期間:5(1)イに同じ。

ウ 提出場所:5(1)ウに同じ。

エ 提出方法:5(1)エに同じ。

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和8年1月7日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。
- 8 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日 時:令和8年1月20日 14時00分

ただし、郵便による入札の受領期限は令和8年1月19日とする。

(2) 場 所:〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし,郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」と すること(住所は上記に同じ)。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること(電話番号022-214-8124)。

- 9 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金:免除
 - (2) 契約保証金:免除

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。) すること。電報,電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはでき

ない。

- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び下記(18)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争 入札参加資格認定通知書(5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることが できる。)及び身分を確認できるもの(マイナンバーカード、自動車運転免許証、会社発行の 写真付き身分証等ですべて原本)並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関 する委任状(別添様式によること。)を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。 ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
 - ア 件名 (仙台市立学校 (園) 屋外設置用自動体外式除細動器 (AED) 賃貸借)
 - イ 入札金額 (1か月当たりの賃借料(課税業者にあっては消費税及び地方消費税相当額抜き))
 - ウ 日付(持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。)
 - エ 宛て先(「仙台市長」と記入すること。)
 - オ 入札参加者本人の氏名(法人にあっては,その名称又は商号)
 - カ 入札者氏名及び押印。ただし、押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の部署名、 氏名及び連絡先を記入すること。
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通 貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入 札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示し た受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送(配達証明付き書留郵便に限る。) しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同 様に必要事項を記載しておくこと。

- (12) 入札金額は、一切の諸経費(ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。)を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された月額に消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約予定月額とするので、入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契

約希望月額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。

- (14) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること (えんぴつ等の容易に消去可能な 筆記用具は使用しないこと)。
- (15) 入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (16) 入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (17) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人(入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る)の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、 4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)並びに入札者氏名の記載のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)並 びに入札者氏名(代理人の氏名)の記載のない又は判然としない入札書
- (6) 件名又は入札金額の記載のない入札書(「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載 のない入札書とみなす。)
- (7) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額を訂正した入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 入札が真正なものであることが確認できない入札書
- (13) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出し

た入札書

- (14) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (15) 当該入札の辞退を表明している入札書(辞退届その他の書類を投函した場合も含む。)
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を 落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは,直ちに,当該入札者(入室していた代理人を含む)にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において,当該入札者のうち出席しない者又は入札室でくじを引かない者があるときは,当該入札執行事務に関係のない本市職員を入室させ、これらの者に代わってくじを引かせて落札者を決定する。くじ引きの辞退は、これを認めない。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速 やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札 者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合において は、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (4) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。
- 13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当 該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本市 は賠償する責を負わない。

- (1)「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日(その期間中に仙台市の休日を定める条例(平成元年仙台市条例第61号)第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。)以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案,規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、本市は本契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1	一般競争入札参加申請時の提出書類
	一般競争入札参加申請書
	出荷証明書 兼 製品保証等証明書 (別紙1)
	保守体制証明書(別紙2。事前に教育局生涯学習課に提出し、確認を受けたものを
	提出すること。)
	高度管理医療機器等貸与業許可証の写し
	入札時の必要書類等(持参の場合) 一般競争入札参加資格認定通知書(写し可)
	身分を確認できるもの
	(マイナンバーカード,自動車運転免許証,会社発行の写真付き身分証明書等。ただし,原本に限る。写真付き名刺は不可。)
	代理人が入札する場合は、委任状(本市様式に限る。)
	入札書 (本市様式に限る。)
	入札用封筒

一般競争入札参加申請書

年 月 日 (宛て先) 仙 台 市 長 申請人住所 商号又は名称 卸X 名 氏 電話番号 物品等又は特定 役務の名称(件名) 上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。 なお、本申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。 (注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時(登録時)において、支店 長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。 ※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること 本件責任者 部署名(任意) 氏名 電話 氏名 本件担当者 部署名(任意) 電話

Email:

質 疑 応 答 書

件名

	整理番号(仙台市記入欄)	
質問事項	口	答(仙台市記入欄)

- 注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にの み提出して下さい。
- 注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。
- 注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

令和 年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所 製造者(出荷元)商号又は名称 代表者等氏名

出荷証明書 兼 製品保証等証明書

仙台市が発注する「仙台市立学校(園)屋外設置用自動体外式除細動器(AED)」189台の調達に際し、下記1の者が落札した際は、下記3の納入期限内に、当社が製造(又は出荷)している下記2の物品を、下記1あて出荷することを証明いたします。

また、下記2の物品は、仕様内容を満たす製品であるとともに、仕様書記載の各種環境基準等に適合(又は準拠)している製品であることを証明いたします。

記

1 出荷先(入札参加者)住 所商号又は名称代表者等氏名

2 出荷品

メーカー名	機器名	規格・型番等

3 納入期限 令和8年2月27日(金)

保守体制証明書

対象業務 仙台市立学校(園)屋外設置用自動体外式除細動器(AED)賃貸借

- 1 当該賃貸借仕様書中、「8. その他」の(5)~(7)に規定する保守点検・修理等を行う事業所
 - (1) 名称及び所在地(電話番号を含む)
 - (2) 入札希望者との関係
- 2 点検・修理等体制系統(対応までのフロー図)※自社窓口との関係も明らかにすること。

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

(あて先) 仙台市長

競争入札参加希望者 住 所

会社名

代表者名

保守事業者 住 所

会社名

代表者名

令和 年 月 日

上記について確認しました。

仙台市教育局生涯学習部生涯学習課 課長 小幡 拓 ⑩

入 札 書

件名				
入札金額	額	製約希望金額	拾 万 千 から消費税(相当)	百 拾 円 額を除いた金額
	lの金額で請負(え,仙台市契約			詩類を熟覧
(対	年 月ごて先)	<u>日</u>	様	
	会社(商店)名			
	入札者氏名			印※
(注)委任	- を受けて入札する場合	には,受任者名で	で入札することとなり	ます。
※押印を省略す	る場合は以下に本件責	任者及び担当者の	部署名、氏名及び連	絡先を記載すること
本件責任者	部署名(任意)	氏 名	電 電	話
本件担当者	部署名 (任意)	氏 名	1 電	話 .

記載例 (本人の場合)

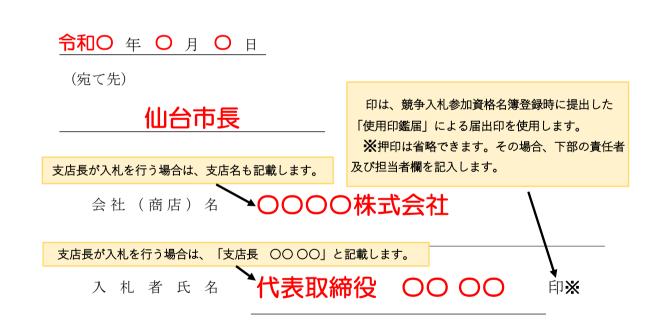
競争入札参加資格者名簿に登載されている代表者(受任者の登載がある場合は受任者)名で入札を行う場合。

入 札 書

件名	0000000業務委託										
入札金額	百	拾			百 2				百		

注:入札金額は契約希望金額から消費税(相当)額を除いた金額

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。



(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

 本件責任者
 部署名(任意)
 氏名
 電話
 .

 本件担当者
 部署名(任意)
 氏名
 電話
 .

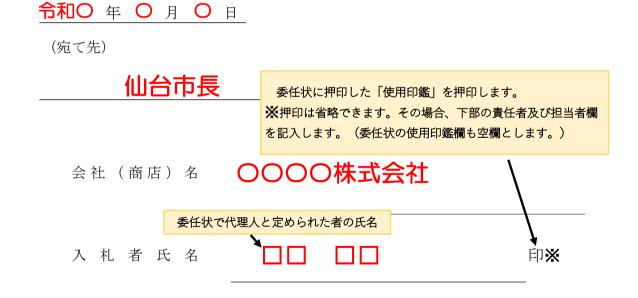
記載例 (代理人の場合)

委任状で代理人と定められた者が入札を行う場合。

入 札 書

注:入札金額は契約希望金額から消費税(相当)額を除いた金額

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。



(注)委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

 本件責任者
 部署名(任意)
 氏名
 電話
 .

 本件担当者
 部署名(任意)
 氏名
 電話
 .

委 任 状

			;	年	月	日
様						
	住所					
委任者						
	氏名					印 ※1
私は、	を代理人と定め	`	年	月	日	
仙台市において行う下記件名	名の入札及び見	積に関する-	-切の権	限を	委任しま	きす。
	記					
N 6						
<u>件名</u>						
受任者は次の印鑑を使	∌用します。 ※2	<u>.</u>				
)(11 10.0, () 1 2mc						
Г			1			
使 用 印 鑑						
※1 押印を省略する場合は以下に本作	‡責任者及び担当	当者の部署名、	氏名及	.び連	絡先を記	記載すること
	rt.	<i>t</i> -		-	⊐ -r	
本件責任者 <u>部署名(任意)</u>		名		電	<u> </u>	•
本件担当者 <u>部署名(任意)</u>	氏	名		電	話	·
※2 入札書への押印を省略する場合は	は、使用印鑑の届	届出は不要です	t .			

委 任 状 令和〇年 〇月 〇日 仙台市長 様 住所 仙台市□□区△△■丁目■-■ 0000株式会社 委任者 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印**※1** 私は、 □□ □□ を代理人と定め、 令和○年 ○月 ○日 仙台市において行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。 競争入札参加資格者名簿に登載されている代表者(受任者の登載がある場合は 受任者)名で作成し、登録時に提出した「使用印鑑届」による届出印を使用します。 ※押印は省略できます。その場合、下部の責任者及び担当者欄を記入します。 000000000業務委託 件名 印は、この委任状で入札に関する委任を受 受任者は次の印鑑を使用します。※2 けた者(実際に入札に参加する者)の私印を 押印します。 ※押印は省略できます。その場合、下部の 責任者及び担当者欄を記入します。 使用印鑑 ※1 押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名、氏名及び連絡先を記載すること

氏 名

部署名(任意) 氏名 電話

電 話

※2 入札書への押印を省略する場合は、使用印鑑の届出は不要です。

本件責任者 部署名(任意)

本件担当者

【案】

		<i>(</i> -T.	/ D.	<i>t</i> 11.	-	<i>t.1</i>	契約番号 第	号
		賃	貿	借	奖	約	書	
【頭書	·]							
1	物件の名称		(物	が件の言	詳細は別	記2の	とおり)	
2	賃貸借期間			年	月	日か	6	
	(契約期間)			年	月	日ま	で	
3	設置場所							
4	物件納入期限		白	Ξ ,] =	I		
5	賃 借 料	別言	11のと	こおり				
6	契約保証金	10日	∃1 ∕∩ l	- += N				
	1の物件につい 課 税業者 免 賃貸借契約約						消費税及び地方消費税に係る を受注者(賃貸人)とし、 まする。	
	年	月	日					
%	⁸ 注者(賃借人)	住	所				
JI	2任名 (貝旧八	.)	氏	名			印	
Æ S	を注者 (賃貸人	.)	住	所				
			氏	名			印	

【賃貸借契約約款】

(総則)

- 第1条 発注者は、受注者から別記2記載の物件(以下「物件」という。)を借入れ、受注者に その賃借料を支払うものとする。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 5 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意によ る専属的管轄裁判所とする。
- 8 この契約書に定める指示,催告,請求,通知,報告,申出,承諾及び解除(以下「指示等」 という。)は,書面により行わなければならない。
- 9 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 10 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(定義)

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の 支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣 が決定する率をいう。

(契約期間)

第2条 物件の賃貸借期間(以下「契約期間」という。)は、頭書に定めるとおりとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は別記1に定めるとおりとする。

(設置場所)

第4条 物件の設置場所は、頭書に定めるとおりとする。

(物件の納入期限)

第5条 受注者は頭書に定める物件納入期限までに,頭書に定める設置場所に物件を設置しなければならない。

(賃借料)

第6条 発注者は、別記1に従い、物件の賃借料を受注者に支払うものとする。

(賃借料の請求及び支払い)

- 第7条 賃借料の支払方法及び請求方法は別記1に定めるとおりとする。
- 2 発注者は、前項の規定に基づいて、請求書を受理した日から30日(請求書の内容の全部又は一部が不当であることにより返付した場合は、返付した日から是正された請求書を受理した日までの日数を除く。)以内にこれを支払うものとする。

(物件の引き渡し)

第8条 受注者は、頭書に定める物件納入期限までに物件を、頭書に定める設置場所に設置し、 発注者が使用できる状態に調整して発注者に引き渡すものとする。 2 受注者は、前項で引き渡した物件がこの契約の目的に適していないときは、発注者の指示に 基づき、速やかに代替物の引渡し又は修補を行い、この契約の目的に適合した物件を納入しな ければならない。この引換え又は修補に係る費用は、受注者が負担するものとする。

(一般的損害等)

第9条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。) については、受注者の負担とする。ただし、その損害(保険その他によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。

(所有権の表示)

第10条 受注者は、物件に受注者の所有に属する旨の表示をすることができる。

(物件の管理)

- 第11条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を使用しなければならない。
- 2 この物件に故障が生じたときは、発注者は、直ちに受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項による通知又は次条に規定する点検により物件の故障等を把握した場合、速 やかに、物件の使用に必要な修繕を行わなければならない。

(点検及び秘密の保持)

- 第12条 受注者は、契約期間中頭書に定める設置場所に立ち入って点検できるものとし、発注者は、受注者の点検に協力するものとする。この場合において、受注者はその身分を証明する証票を携行しなければならない。
- 2 受注者は、前項の立ち入りに際して知り得た発注者の業務上の秘密を漏らしてはならない。

(再委託等の禁止)

- 第12条の2 受注者は、物件の点検及び保守に係る業務並びにこれに付帯する業務を第三者に履行させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁。 以下この条において「指名停止要綱」という。)による指名停止(同要綱別表第21号によるも のを除く。)の期間中の者に物件の点検及び保守に係る業務並びにこれに付帯する業務を履行 させてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾 した場合はこの限りでない。
- 3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁。以下「暴力団等排除要綱」という。)別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約(下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。)の相手方とすることができない。
- 4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(現状変更)

第13条 発注者は、物件を頭書に定める設置場所から移動したり他の物件を付着させ、又は一部を除去、若しくは取り替え等の現状の変更をする場合、事前に受注者から承認を得るものとする。

(保険)

第14条 受注者は、物件に対して、受注者の費用で動産総合保険を掛けるものとする。

(発注者の任意解除権)

- **第15条** 発注者は、賃貸借期間内において、次条又は第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたと

きは、その損害を賠償しなければならない。

3 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱(平成7年12月25日市長決裁)第5 条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに 限り、当該契約を解除することができる。

(発注者の催告による解除権)

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その 期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - 一 頭書に定める物件納入期限内に物件を設置し引き渡さないとき又は物件納入期限後相当の 期間内に物件を設置し引き渡す見込みがないと認められるとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- **第17条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する ことができる。
 - 一 第29条の規定に違反してこの契約によって生ずる債権を譲渡したとき。
 - 二 この契約の物件を納入させることができないことが明らかであるとき。
 - 三 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をして も契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 六 受注者がこの契約に関し次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法 律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - ロ 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
 - ハ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法 律第45号)第96条の6の規定による刑に処せられたとき。
 - 七 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 八 暴力団(暴力団等排除要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力 団員(暴力団等排除要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実 質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - 九 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員。以下この号において 同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者の代表役員等(暴力団等排除要綱別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。)又は一般役員等(暴力団等排除要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。)が暴力団員若しくは暴力団関係者(暴力団等排除要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部(以下「県警」という。)から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - ロ 受注者(その使用人(暴力団等排除要綱別表第2号に規定する使用人をいう。)が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この号において同じ。)、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等(暴力団等排除要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - ハ 受注者,受注者の代表役員等又は一般役員等が,暴力団等又は暴力団等が経営若しくは

運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する など積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、 又は県警が認めたとき。

- ニ 受注者,受注者の代表役員等又は一般役員等が,暴力団等と社会的に非難される関係を 有していると県警から通報があり,又は県警が認めたとき。
- ホ 受注者,受注者の代表役員等又は一般役員等が,暴力団等であることを知りながら,これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり,又は県警が認めたとき。
- へ イからホに掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- ト イからへに掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例(平成25年仙台市条 例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- チ 下請契約又は資材,原材料の購入契約その他の契約に当たり,その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら,当該者と契約を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契 約その他の契約の相手方としていた場合(チに該当する場合を除く。)に、発注者が受注 者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものである ときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等排除に係る報告義務)

第19条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等(仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この条において同じ。)から不当介入(暴力団等排除要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。)を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等(暴力団等排除要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。)が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

(受注者の催告による解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第21条 受注者は、契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、 受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(物件に損害が生じた場合の修繕費用)

第23条 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件に損害が生じた場合(次条第1項及び第25条第1項に規定する場合を除く。)における当該物件の修繕費用は、受注者がこれを負担する。

(物件の全部滅失による賃借料の取扱い)

第24条 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件の全部が滅失した ときは、受注者は発注者に対し、当該滅失の日から契約期間の満了の日までの賃借料を請求す ることができない。

2 発注者の責めに帰すべき事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は前項の賃借料を 請求する権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たと きは、これを発注者に償還しなければならない。

(物件の一部滅失による賃借料の減額等)

- 第25条 物件の一部が発注者の責めに帰することができない事由により滅失したときは、発注者は受注者に対して、その滅失した部分の割合に応じて賃借料の減額を請求することができる。
- 2 前項の場合において、残存する部分のみでは発注者が賃借をした目的を達成することができないときは、発注者はこの契約の解除をすることができる。

(損害賠償の予定)

- 第26条 受注者は、第17条第6号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、賃借料の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条同号イに該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(発注者の損害賠償請求等)

- **第27条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の 賠償を請求することができる。
 - 一 頭書の物件納入期限内に物件を納入することができないとき。
 - 二 受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能 であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の10 分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 賃貸借期間終了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - 三 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75 号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合と みなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰する ことができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合(第17条第6号,第8号並びに第9号の規定により,この契約が解除された場合を除く。)において,第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは,発注者は,当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 6 第1項第1号において、物件納入期限後に納入の見込のあるときは、発注者は、第1項の損害賠償に代えて、受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに、違約金を請求す

ることができる。

7 前項の違約金は、賃借料の総額(契約期間内に支払われるべき賃借料の総額)に、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第28条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - 一 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 発注者の責めに帰すべき事由により、物件に損害を与えたとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能 であるとき。
- 2 前項各号の場合において、第14条の動産総合保険により補填された損害については、受注者は、補填された額を超える部分に限り、その賠償を発注者に対して請求することができる。
- 3 第7条第2項の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、当該未受領 賃借料につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払い を発注者に請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第29条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保 に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、この契約上の物件を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約期間終了等の処置)

第30条 契約期間が終了し、又はこの契約が解除により終了したときには、発注者は頭書に定める設置場所において物件を受注者に返還するものとし、受注者は直ちに受注者の負担により物件の撤去を行うものとする。ただし滅失した物件についてはこの限りではない。

(契約外の事項)

第31条 この契約に定めのない事項またはこの契約の履行について疑義が生じたときには、必要 に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

発注者及び受注者は、この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

(長期継続契約)

第1条 この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

(予算の減額等による契約変更等)

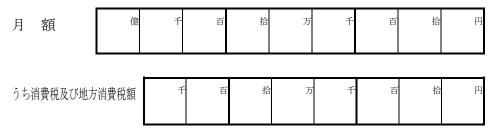
- **第2条** 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この 契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することが できる。
- **2** 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、 発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

(長期継続契約特約: H24-09版)

【別記1】賃借料,契約保証金及び保守

1. 賃借料

(1) 賃借料



(2) 契約期間に端数が生じた場合の取扱い

契約期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合の賃借料については、日割計算とし、次式により出して得た額とする。ただし1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2. 賃借料の支払方法

発注者は受注者に対して、賃借料を毎月ごとに支払うものとする。

3. 賃借料の請求方法

受注者は発注者に対して、使用月の翌月10日までに、前月分の賃借料について請求書により請求を行うものとする。

4. 契約保証金

契約保証金は免除とする。

- 5. 保守
 - (1) 受注者は、契約期間中、仕様書に掲げる保守を行うものとする。
 - (2) 上記1(1) に定める賃借料には、保守料を含むものとする。

【別記2】

賃貸借物件の内訳

	品 名	型 式	数量	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

仙台市立学校 (園) 屋外設置用自動体外式除細動器(AED)賃貸借仕様書

1 物件名

自動体外式除細動器(AED)

- ・医療機器として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年8月10日法律第145号)に基づく承認を受けているもので、波形が二相性のものであること
- ・日本版教急蘇生ガイドライン(2020年)に対応しているものであること
- 納入するAEDは新品(製造3か月以内のもの)であること。
- 2 設置台数及び設置先

設置台数 189台(全て同一機種とする)

設置先 以下の市立学校(園)敷地内の屋外に設置する屋外型AED収納ボックス内に収納する。

なお、AEDの屋外収納箱について、設置済みの101校以外の納品場所は、納入校の担当者に確認すること。

1 校

仙台市立特別支援学校

※所在地及び台数については別紙1のとおり

3 契約期間

令和8年3月1日から令和10年6月30日まで(28ヶ月) (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 納入期限

令和8年2月27日(金)

5 賃借料の支払い

賃借料は毎月払いとする

- 6 付属品等
 - バッテリー: A E D 1 台につき1個
 - ・成人小児共用電極パッド: 2組
 - ※バッテリー及び電極パッドは契約期間を通して期限切れのないよう交換する こと。
 - ・収納用バック (キャリングケース): A E D 1台につき1個
 - ・救急セット:AED 1台につき1セット

- ・交換用バッテリー: 2 0 個 (契約期間内に A E D を使用した場合及び未使用 で不具合が発生した場合の交換分)
- ・交換用成人小児共用電極パッド: 5 O 個 (契約期間内に A E D を使用した場合及び未使用で不具合が発生した場合の交換分)
- ・設置表示ステッカー:AED 1台につき1枚 ※上記以外のもので取扱説明書(日本語)等の標準付属品を含むこと。

7 性能等

- (1) セルフテスト機能を有すること。セルフテストについては毎日実施され、A ED本体、電極パッド及びバッテリーに不具合等が生じた場合は音や表示で 警告するものであること。
- (2) A E D リモート監視システムを利用でき、A E D 本体、バッテリー残量、電極パッドの状態、上記(1)のセルフチェックの結果を Web 上で確認できること。装置の異常時及びバッテリー、電極パッドの交換時期をメールで通知できること。
- (3) 電極パッドは成人小児共用タイプのもので、本体の切換えスイッチまたは小児用キー等により、1種類の電極パッドで小児とその他の児童・生徒及び教員・保護者等に対してAEDが使用可能であること。また、パッド貼付後でも、電源を入れなおすことなく切替えができること。
- (4)使用方法の音声ガイド(日本語)機能および音声ガイドと連動した液晶画面でのガイダンス機能(イラストと文字)を有すること。なお、液晶画面はAED本体又は収納用バック(キャリングケース)と一体型であること。
- (5) 電気ショックのボタンがついていること。(オートショック機能がないこと。)
- (6) O °C ~ 5 O °C の環境下に常時設置及び救助に使用可能であり、防塵・防水性能を有すること。
- (7)飯田電子設計(株)製造の屋外収納箱AED310K及び(株)三和製作所製造の防水屋外用AED収納ボックス壁掛けタイプ913-342に収納可能な大きさであること。

8 その他

- (1) 救命ナビカードを収納用バッグに取り付けるとともに、救命ナビシールを AED本体に貼付して納品すること。(機種により可否や貼付場所について 生涯学習課と協議すること。)
- (2) 納入に際しては、あらかじめ学校に日時を通知したうえで行い、納入校の担当者の指示に従うこと。なお、屋外収納箱が設置されている場合は、AEDのインジケーターが屋外収納箱のアクリル窓から見えるように収納すること。その他、後日生涯学習課から通知する注意事項を順守して屋外収納箱に設置すること。
- (3)配備時に各学校において、教職員等に対し使用方法の講習を行うこと。また、配備後、各学校において仙台市教育委員会又は学校の求めに応じ、教職

員等に対し各学校に赴いて使用方法の講習(年1回程度)を行うこと。このと き実習用の機材一式については受託者が用意すること。

- (4) 使用方法等の照会については、随時応じること。
- (5)年1回又は学校からの要請があったときは随時、保守点検(バッテリーの点検を含む)を行い、機器が正常に作動することを確認すること。その際に屋外収納箱について、電池(単4電池2本)交換を行い、汚損・破損がないか、扉が正常に閉まるか等の確認を行うこと。汚損等が認められた場合は、生涯学習課へ連絡を取ること。
- (6) A E D を使用したときは、「 6 付属品等」に定める交換用バッテリー及び電極パッドの個数内で、使用した学校・園の設置場所へ訪問のうえ速やかに交換し、機器が正常に作動することも確認すること。
- (7) A E D リモート監視システムの通知メールを確認し、 A E D 本体及び付属品等に故障又は障害等が発生した場合は、設置場所へ訪問のうえ速やかに修理・交換等の対応を行い、常に使用可能な状態を保つこと。
- (8) 本体保証期間内においてAEDリモート監視システムで必要となる電源費用や通信費用は全て金額に含めること。
- (9)賃借期間満了後において、借受物品の撤去について、無償で行うこと。
- (10)以上は全て賃借料に含まれていること。

通		W.I.I. 6		() = c
番	屋外収納箱	学校名		住所
1	設置済み	東二番丁小	〒980-0811	青葉区一番町二丁目1-4
2	設置済み	木町通小	〒980-0801	青葉区木町通一丁目7-36
3	設置済み	立町小	〒980-0822	青葉区立町8-1
4	設置済み	南材木町小	〒984-0805	若林区南材木町84
5	未設置	東六番丁小	〒980-0004	青葉区宮町一丁目2-1
6	設置済み	荒町小	〒984-0073	若林区荒町86
7	設置済み	片平丁小	〒980-0812	青葉区片平一丁目7-1
8	設置済み	上杉山通小	〒980-0011	青葉区上杉一丁目10-1
9	設置済み	通町小	〒981-0915	青葉区通町一丁目1-1
10	設置済み	連坊小路小	〒984-0052	若林区連坊一丁目7-27
11	設置済み	榴岡小	〒983-0851	宮城野区榴ケ岡103-2
12	設置済み	八幡小	〒980-0871	青葉区八幡二丁目9-1
13	設置済み	南小泉小	〒984-0828	若林区一本杉町17-10
14	設置済み	原町小	〒983-0841	宮城野区原町二丁目6-1
15	設置済み	長町小	〒982-0011	太白区長町四丁目6-1
16	設置済み	向山小	〒982-0841	太白区向山三丁目19-1
17	設置済み	北六番丁小	〒980-0004	青葉区宮町四丁目4-17
18	設置済み	西多賀小	〒982-0034	太白区西多賀二丁目3-1
19	設置済み	中田小	〒981-1104	太白区中田四丁目1-1
20	設置済み	六郷小	〒984-0834	若林区六郷11-11
21	設置済み	岩切小	〒983-0821	宮城野区岩切字今市東1-2
22	設置済み	七郷小	〒984-0032	若林区荒井三丁目17-1
23	設置済み	高砂小	〒983-0023	宮城野区福田町一丁目11-1
24	設置済み	岡田小	〒983-0003	宮城野区岡田字北在家67
25	設置済み	東仙台小	〒983-0833	宮城野区東仙台五丁目26-1
26	設置済み	東長町小	〒982-0003	太白区郡山六丁目5-1
27	設置済み	小松島小	〒981-0905	青葉区小松島二丁目1-1
28	設置済み	若林小	〒984-0826	若林区若林四丁目3-1
29	設置済み	国見小	〒981-0943	青葉区国見二丁目16-1
30	設置済み	生出小	〒982-0251	太白区茂庭字中ノ瀬西5-2
31	設置済み	宮城野小	〒983-0042	宮城野区東宮城野2-1
32	設置済み	荒巻小	〒981-0965	青葉区荒巻神明町21-1
33	設置済み	鹿野小	〒982-0023	太白区鹿野二丁目9-1
34	設置済み	台原小	〒981-0911	青葉区台原五丁目16-1
35	設置済み	四郎丸小	〒981-1101	太白区四郎丸字吹上6-3
36	設置済み	新田小	〒983-0038	宮城野区新田四丁目30-1
37	設置済み	旭丘小	〒981-0904	青葉区旭ケ丘三丁目27-1
38	設置済み	遠見塚小	〒984-0823	若林区遠見塚一丁目22-1
39	設置済み	中山小	〒981-0952	青葉区中山一丁目6-1
40	設置済み	八本松小	〒982-0001	太白区八本松一丁目16-1

41	未設置	上野山小	〒982-0812	太白区上野山一丁目20-1
42	設置済み		〒983-0005	宮城野区福室五丁目16-1
43	設置済み	北仙台小	〒981-0923	青葉区東勝山三丁目6-1
44	設置済み	折立小	⊤ 982-0261	青葉区折立四丁目2-1
45	設置済み	八木山小	⊤ 982-0801	太白区八木山本町一丁目40-1
46	設置済み		7982-0801 7983-0824	宮城野区鶴ケ谷三丁目17
40		与一种	1 303-0024	百规封区畸7 廿二 1 日 17
47	箱なし	幸町小	〒983-0836	宮城野区幸町二丁目19-1
48	未設置	大和小	〒984-0042	若林区大和町三丁目16-1
49	設置済み	鶴谷東小	〒983-0824	宮城野区鶴ケ谷六丁目2
50	未設置	燕沢小	〒983-0822	宮城野区燕沢東三丁目8-1
51	設置済み	金剛沢小	〒982-0803	太白区金剛沢一丁目1-1
52	設置済み	大野田小	〒982-0014	太白区大野田五丁目27-2
53	設置済み	桜丘小	〒981-0961	青葉区桜ケ丘八丁目1-1
54	未設置	袋原小	〒981-1103	太白区中田町字法地南4-2
55	未設置	中野栄小	〒983-0011	宮城野区栄三丁目12-1
56	未設置	沖野小	〒984-0831	若林区沖野三丁目20-1
57	設置済み	八木山南小	〒982-0807	太白区八木山南五丁目3-2
58	未設置	古城小	〒984-0825	若林区古城二丁目1-1
59	設置済み	太白小	〒982-0212	太白区太白一丁目5-1
60	未設置	川平小	〒981-0954	青葉区川平三丁目36-1
61	設置済み	芦口小	〒982-0824	太白区芦の口1-1
62	未設置	蒲町小	〒984-0037	若林区蒲町41-1
63	未設置	枡江小	〒983-0837	宮城野区枡江15-1
64	設置済み	東四郎丸小	〒981-1101	太白区四郎丸字昭和北1
65	設置済み	人来田小	〒982-0222	太白区人来田一丁目1-1
66	未設置	西中田小	〒981-1105	太白区西中田七丁目7-1
67	未設置	鶴巻小	〒983-0024	宮城野区鶴巻一丁目15-1
68	未設置	東宮城野小	〒983-0042	宮城野区東宮城野5-1
69	未設置	沖野東小	〒984-0831	若林区沖野字高野南89
70	未設置	郡山小	〒982-0003	太白区郡山字行新田1-1
71	未設置	茂庭台小	〒982-0252	太白区茂庭台四丁目17-1
72	未設置	田子小	〒983-0021	宮城野区田子二丁目1-1
73	未設置	幸町南小	〒983-0836	宮城野区幸町五丁目2-1
74	未設置	広瀬小	〒989-3125	青葉区下愛子字二本松40
75	未設置	上愛子小	〒989-3124	青葉区上愛子字白沢14
76	未設置	大沢小	〒989-3212	青葉区芋沢字長坂22
77	未設置	川前小	〒989-3212	青葉区芋沢字赤坂16
78	未設置	吉成小	〒989-3205	青葉区吉成一丁目12-2
79	箱なし	秋保小	〒982-0243	太白区秋保町長袋字町15
80	箱なし	馬場小	〒982-0244	太白区秋保町馬場字町北25

81	未設置	湯元小	〒982-0245	太白区秋保町湯向29-3
82	設置済み	七北田小	〒981-3131	泉区七北田字東裏90
83	設置済み	野村小	〒981-3124	泉区野村字東原前7
84	設置済み	根白石小	〒981-3221	泉区根白石字杉下前15
85	設置済み	福岡小	〒981-3225	泉区福岡字堰添10
86	設置済み	黒松小	〒981-8006	泉区黒松三丁目11-1
87	設置済み	南光台小	〒981-8003	泉区南光台七丁目10-1
88	設置済み	将監小	〒981-3132	泉区将監三丁目10-1
89	設置済み	向陽台小	〒981-3102	泉区向陽台五丁目6-12
90	設置済み	将監西小	〒981-3132	泉区将監十丁目29-1
91	設置済み	南光台東小	〒981-8001	泉区南光台東二丁目16-1
92	設置済み	 高森小	〒981-3203	泉区高森三丁目1
93	設置済み	松森小	〒981-3109	泉区鶴が丘二丁目2
94	設置済み	将監中央小	〒981-3132	泉区将監十丁目3-1
95	設置済み	泉ケ丘小	〒981-3206	泉区明通四丁目12-1
96	設置済み	加茂小	〒981-3122	泉区加茂四丁目3
97	設置済み	長命ケ丘小	〒981-3212	泉区長命ケ丘五丁目14-1
98	未設置	八乙女小	〒981-3111	泉区松森字不動148
99	未設置	鶴が丘小	〒981-3109	泉区鶴が丘一丁目350
100	未設置	寺岡小	〒981-3204	泉区寺岡二丁目14-1
101	未設置	南中山小	〒981-3213	泉区南中山二丁目24-14
102	未設置	虹の丘小	〒981-8007	泉区虹の丘一丁目10-1
103	未設置	住吉台小	〒981-3223	泉区住吉台西四丁目1-1
104	未設置	館小	〒981-3214	泉区館七丁目1-17
105	未設置	長町南小	〒982-0011	太白区長町七丁目23-1
106	未設置	西山小	〒983-0823	宮城野区燕沢二丁目23-1
107	未設置	南吉成小	〒989-3204	青葉区南吉成五丁目18-1
108	未設置	高森東小	〒981-3203	泉区高森七丁目1-1
109	未設置	栗生小	〒989-3122	青葉区栗生六丁目6-1
110	未設置	北中山小	〒981-3215	泉区北中山二丁目27-5
111	未設置	桂小	〒981-3134	泉区桂三丁目1-1
112	未設置	柳生小	〒981-1106	太白区柳生字台畑100
113	未設置	市名坂小	〒981-3117	泉区市名坂字高玉1
114	未設置	愛子小	〒989-3124	青葉区上愛子字新宮前1
115	設置済み	富沢小	〒982-0032	太白区富沢西4丁目12-1
116	未設置	泉松陵小	〒981-3108	泉区松陵三丁目35
117	未設置	錦ケ丘小	〒989-3123	青葉区錦ケ丘七丁目28-1
118	未設置	荒井小	〒984-0038	若林区伊在三丁目2-1
119	設置済み	第一中	〒980-0871	青葉区八幡四丁目16-1
120	設置済み	第二中	〒980-0801	青葉区木町通二丁目4-1
121	設置済み	三条中	〒981-0935	青葉区三条町3-1

			ı	
122	設置済み	上杉山中	〒980-0011	青葉区上杉六丁目7-1
123	設置済み	五城中	〒981-0908	青葉区東照宮一丁目3-1
124	設置済み	宮城野中	〒983-0842	宮城野区五輪一丁目4-25
125	設置済み	東仙台中	〒983-0833	宮城野区東仙台二丁目16-1
126	設置済み	東華中	〒983-0045	宮城野区宮城野二丁目14-27
127	設置済み	五橋中	〒980-0022	青葉区五橋二丁目2-1
128	設置済み	愛宕中	〒982-0848	太白区萩ケ丘9-1
129	設置済み	八軒中	〒984-0827	若林区南小泉字八軒小路9-1
130	設置済み	南小泉中	〒984-0828	若林区一本杉町2-1
131	設置済み	長町中	〒982-0023	太白区鹿野一丁目8-1
132	設置済み	中田中	〒981-1104	太白区中田五丁目15-1
133	設置済み	六郷中	〒984-0834	若林区六郷13-1
134	未設置	七郷中	〒984-0032	若林区荒井八丁目1-1
135	設置済み	高砂中	〒983-0006	宮城野区白鳥一丁目32-1
136	設置済み	岩切中	〒983-0821	宮城野区岩切字三所南23-2
137	設置済み	西多賀中	〒982-0034	太白区西多賀三丁目10-1
138	設置済み	生出中	〒982-0251	太白区茂庭字中ノ瀬西2-2
139	設置済み	郡山中	〒982-0003	太白区郡山五丁目10-1
140	設置済み	台原中	〒981-0911	青葉区台原五丁目19-1
141	未設置	北仙台中	〒981-0923	青葉区東勝山二丁目31-1
142	未設置	鶴谷中	〒983-0824	宮城野区鶴ケ谷五丁目24
143	設置済み	八木山中	〒982-0802	太白区八木山東二丁目27-1
144	未設置	中山中	〒981-0952	青葉区中山六丁目16-1
145	設置済み	山田中	〒982-0813	太白区山田北前町36-1
146	未設置	蒲町中	〒984-0037	若林区蒲町9-1
147	設置済み	桜丘中	〒981-0961	青葉区桜ケ丘八丁目2-1
148	設置済み	中野中	〒983-0013	宮城野区中野字高橋前65
149	未設置	袋原中	〒981-1102	太白区袋原四丁目27-1
150	未設置	折立中	〒982-0261	青葉区折立三丁目19-1
151	未設置	幸町中	〒983-0836	宮城野区幸町一丁目15-1
152	未設置	沖野中	〒984-0831	若林区沖野二丁目29-50
153	未設置	人来田中	〒982-0222	太白区人来田一丁目35-1
154	未設置	西山中	〒983-0823	宮城野区燕沢二丁目21-1
155	未設置	広瀬中	〒989-3128	青葉区愛子中央一丁目9-1
156	未設置	大沢中	〒989-3211	青葉区赤坂一丁目2-1
157	未設置	吉成中	〒989-3205	青葉区吉成一丁目12-1
158	未設置	秋保中	〒982-0243	太白区秋保町長袋字大原45-5
159	設置済み	七北田中	〒981-3131	泉区七北田字東裏100
160	設置済み	根白石中	〒981-3221	泉区根白石字東鹿野54
161	設置済み	八乙女中	〒981-8004	泉区旭丘堤二丁目1-1
162	設置済み	将監中	〒981-3132	泉区将監九丁目12-1
			-	

163	設置済み	南光台中	〒981-8003	泉区南光台七丁目24-1
164	設置済み	向陽台中	〒981-3117	泉区市名坂字天神沢38-4
165	未設置	加茂中	〒981-3122	泉区加茂三丁目1
166	未設置	将監東中	〒981-3132	泉区将監三丁目2-15
167	未設置	鶴が丘中	〒981-3109	泉区鶴が丘二丁目1-1
168	未設置	寺岡中	〒981-3204	泉区寺岡二丁目13-1
169	未設置	南光台東中	〒981-8001	泉区南光台東三丁目1-1
170	未設置	長命ケ丘中	〒981-3212	泉区長命ケ丘二丁目11-1
171	未設置	富沢中	〒982-0032	太白区富沢二丁目4-1
172	未設置	南中山中	〒981-3213	泉区南中山二丁目26-1
173	未設置	茂庭台中	〒982-0252	太白区茂庭台五丁目3-1
174	未設置	高森中	〒981-3203	泉区高森六丁目2
175	未設置	田子中	〒983-0021	宮城野区田子二丁目12-1
176	未設置	住吉台中	〒981-3223	泉区住吉台西四丁目1-2
177	未設置	南吉成中	〒989-3204	青葉区南吉成五丁目18-2
178	未設置	松陵中	〒981-3108	泉区松陵五丁目32
179	未設置	柳生中	〒981-1106	太白区柳生三丁目7-3
180	未設置	館中	〒981-3214	泉区館六丁目17-1
181	未設置	広陵中	〒989-3432	青葉区熊ケ根字石積1-2
182	未設置	錦ケ丘中	〒989-3123	青葉区錦ケ丘一丁目1-7
183	未設置	仙台高	〒981-0943	青葉区国見六丁目52-1
184	未設置	仙台工業高	〒983-0042	宮城野区東宮城野3-1
185	未設置	仙台商業高校	〒981-3131	泉区七北田字古内75
186	未設置	仙台大志高	〒983-0842	宮城野区五輪一丁目4-10
187	未設置	仙台青陵中等教育	〒989-3201	青葉区国見ケ丘七丁目144
188	未設置	鶴谷特別支援	〒983-0824	宮城野区鶴ケ谷五丁目22-1
189	未設置	あきう幼稚園	〒982-0243	太白区秋保町長袋字大原45-4
			1	设置台数 合計 189台

屋外収納箱について、以下のとおり。

未設置…令和8年度に屋外収納箱を設置予定。

箱なし…屋外収納箱設置予定なし。 (屋内で使用予定)

なお、設置済みの屋外収納箱に関して、No.159七北田中学校以外は飯田電子設計(株)製造の屋外収納箱AED310Kであり、七北田中学校のみ(株)三和製作所製造の防水屋外用AED収納ボックス壁掛けタイプ913-342である。